平成３０年（フ）第１４６号
岡山市北区岡南町１丁目２番22号　102号、旧住所岡山県瀬戸内市長船町服部207番地65
債務者　山崎　晴久
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８４号
岡山県瀬戸内市邑久町福元608番地217
債務者　島田　文子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中畑　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０７号
広島市安佐南区伴東７丁目38番４―501号
債務者　柿出　寛道
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　洋正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３０号
愛媛県今治市旭町３丁目４番地４、前住所鹿児島県日置郡伊集院町徳重179番地１
債務者　神崎　正人
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第３１号
愛媛県今治市旭町３丁目４番地４
債務者　神崎トメノ
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月20日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成３０年（フ）第１１号
福島県相馬市馬場野字雨田122番地の２
債務者　日野　雅晴
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若杉　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成３０年（フ）第１６号
高知県幡多郡大月町大字一切135番地
債務者　坂本　和志
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙井　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第１４９号
大分県別府市大字北石垣1110番地の３
債務者　黒谷　幸夫
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５０号
大分県別府市大字北石垣1110番地の３
債務者　黒谷　玲子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１７号
島根県出雲市塩冶有原町６丁目86番地１　金本荘１Ｆ西、前住所島根県安来市安来町1200番地10　社日荘に号室
債務者　栗原理恵子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成３０年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字西里943番地２　なかまアパート101号
債務者　川満　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第３５号
宮城県東松島市矢本字町浦85番地１、前住所宮城県石巻市蛇田字新谷地前100番地11
債務者　近藤　孝二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成３０年（フ）第４１７号
埼玉県鴻巣市愛の町177番地　レオパレスＭＵＳＡＳＨＩ　205、旧住所埼玉県秩父市黒谷1422番地１
債務者　飯島　寛満
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１５号
千葉県佐倉市上志津1234番地１　ソレイユＣ棟202
債務者　中山　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２３号
千葉県八街市八街ほ269番地１
債務者　久我　康子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１４１号
千葉県佐倉市上座663番地８　ユーカリハイム201
債務者　松岡　千紘
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２９号
静岡県御殿場市板妻206番地の５　シティハイムソフィア103
債務者　関　　純子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係